

特定個人情報保護評価(基礎項目評価)の修正内容一覧

事務			特定個人情報保護評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
1		身体障害者手帳の交付申請の受理、交付	基礎	3	2.特定個人情報ファイル名	身体障害者更生指導台帳	身体障害者更生指導台帳ファイル
				3	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項 別表第一の11の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項
				3	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	—
				3	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	障害者福祉課長	障害者福祉課長 関本ますみ
2		心身障害者福祉手当	基礎	7	2.特定個人情報ファイル名	区手当管理台帳	区手当管理台帳ファイル
				7	3.個人情報の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 別表第一の47の項類 似事務(新宿区心身障害者福祉手当条例) ・新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
				7	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第2項 別表第一の47の項類 似事務 ・新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
				7	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	障害者福祉課長	障害者福祉課長 関本ますみ
3		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者自立支援給付	基礎	11	2.特定個人情報ファイル名	障害者福祉サービス台帳	障害者福祉サービス台帳ファイル
				11	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、同84の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、同84の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項
				11	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【照会】10の項、11の項、108の項、109の項、110の項 【提供】16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第19条第7号 別表第2 【照会】10の項、11の項、108の項、109の項、110の項 【提供】16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項
				11	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	障害者福祉課長	障害者福祉課長 関本ますみ

事務			特定個人情報保護評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
4	地域生活支援サービス(移動支援、日中一時支援、日常生活用具、巡回入浴サービス)	基礎		15	2.特定個人情報ファイル名	障害者福祉サービス台帳	障害者福祉サービス台帳ファイル
				15	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
				15	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
				15	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	障害者福祉課長	障害者福祉課長 関本ますみ
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者自立支援医療(精神通院)(申請受理のみ)	基礎		19	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健情報(対人)システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース	保健情報(対人)システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバー
				19	2.特定個人情報ファイル名	保健情報システム(医療費公費負担 精神情報ファイル)	医療費公費負担精神情報ファイル
				19	3.個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」と言う)第9条第1項 別表第一 第84号	番号法第9条第1項 別表第一 第84号 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
				19	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条別表第二の項番109	番号法第19条第7号 別表第二の項番108、109、110
6	介護保険法による資格・保険料・給付の事務(全般)	基礎		22	2.特定個人情報ファイル名		介護保険情報ファイル
				22	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
				22	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、106、109、117	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 【提供】1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、95、97、106、109、117 【照会】93、94
				22	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	介護保険課長	介護保険課長 菅野 秀昭

事務			特定個人情報保護 評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
7		通所介護等食費助成事業	基礎	25	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー	介護保険システム、住民記録システム、税務システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
				25	2.特定個人情報ファイル名		通所介護等食費助成事業情報ファイル
				25	3.個人情報の利用 法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に案する条例 別表(3)	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
				25	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
				25	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	介護保険課長	介護保険課長 菅野 秀昭
8		介護保険法による地域支援事業	基礎	29	2.特定個人情報ファイル名	—	地域支援事業情報ファイル
				29	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
				29	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	高齢者福祉課長	高齢者福祉課長 齋藤 正之
9		紙おむつ購入費助成	基礎	33	2.特定個人情報ファイル名	—	紙おむつ購入費助成情報ファイル
				33	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
				33	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
				33	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	高齢者福祉課長	高齢者福祉課長 齋藤 正之

事務			特定個人情報保護 評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
10		認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業	基礎	37	2.特定個人情報ファイル名	—	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業情報ファイル
				37	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
				37	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
				37	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	高齢者福祉課長	高齢者福祉課長 齋藤 正之
11		生活保護法による生活保護の実施	基礎	41	2.特定個人情報ファイル名	—	生活保護情報ファイル
				41	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15	番号法第9条第1項 別表第一の15 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
				41	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 9,10,14,16,24,26,27,28,31,50,54,61,62,64,70,87, 94,104,106,108,116,118,120,	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 【照会】26 【提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,31,50,54,61,62,64,70,87, 94,104,106,108,116,118,120
				41	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	生活福祉課長及び保護担当課長	生活福祉課長 関原陽子 及び 保護担当課長 村上喜孝
12		法外援護	基礎	45	2.特定個人情報ファイル名	—	生活保護法外援護情報ファイル
				45	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
				45	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
				45	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	生活福祉課長及び保護担当課長	生活福祉課長 関原陽子 及び 保護担当課長 村上喜孝

事務		特定個人情報保護 評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
13	児童扶養手当法による児童扶養手当の事務(全般)	基礎	49	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第37項)	番号法第9条第1項 別表第一(第37項) 新宿区における個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例第3条第2項
14	児童育成手当	基礎	53	2.特定個人情報ファイル名	児童育成手当システム	児童育成手当情報ファイル
			53	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき区が制定する条例	新宿区における個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例第3条第1項及び 第2項
			53	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
15	ひとり親家庭等の医療費助成	基礎	57	2.特定個人情報ファイル名	ひとり親家庭の医療費助成システム	ひとり親家庭の医療費助成情報ファイル
			57	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき区が制定する条例	新宿区における個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例第3条第1項及び 第2項
			57	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号(番号法第19条第7号別 表第二(第57項) 類似事務)	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
16	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付事務(全般)	基礎	61	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第43項) ※別表第1 第43項の事務処理者は、「都道 府県知事」とされているが、市町村における東 京都の事務処理の特例に関する条例(平成11 年都条例第107号)第2条 23の項の規定によ り新宿区が処理する。	・番号法第9条第1項 別表第1(第43項) ※別表第1 第43項の事務処理者は、「都道 府県知事」とされているが、市町村における 東京都の事務処理の特例に関する条例(平 成11年都条例第107号)第2条 23の項の規 定により新宿区が処理する。 ・新宿区における個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例第3条第2項
			61	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	子ども家庭部子育て支援課長	子ども家庭部子育て支援課長 北沢 聖子

事務		特定個人情報保護評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
17	児童手当法による児童手当の事務(全般)	基礎	65	3.個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律(平成25年5月3 1日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第 56項	番号法第9条第1項 別表第一 第56項 新宿区における個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例第3条第2項
			65	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	番号法第19条第7号 別表第2 74、75の項
18	子ども・子育て支援法による保育給付、地域支援事業	基礎	69	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第2 16及び 116の項 番号法第19条第14号	番号法第19条第7号 番号法別表第2 16及び 116の項 番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
	区立子ども園入園料算定事務					
	新宿区保育ルーム事業利用料算定事務					
19	新宿区認証保育所保護者負担軽減事業	基礎	73	4.情報提供ネットワーク システムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 、	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
20	子ども・子育て支援法による区立幼稚園・私立幼稚園児童 への教育・保育給付	基礎	77	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第2 116の 項 番号法第19条第14号	番号法第19条第7号 番号法別表第2 116 の項 番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
	区立幼稚園の入園料					
21	私立幼稚園就園奨励費補助金	基礎	81	4.情報提供ネットワーク システムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
22	私立幼稚園等園児保護者保育料	基礎	85	4.情報提供ネットワーク システムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
	私立幼稚園等園児保護者入園料補助金					

	事務	特定個人情報保護評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
23	母子保健法による保健指導、健康診査、訪問指導、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母子健康手帳台帳、養育医療の給付等の事務	基礎	89	2.特定個人情報ファイル名	保健情報システム(保健師活動支援情報ファイル、母子保健情報ファイル)、養育医療受付台帳(紙台帳)	保健師活動支援情報ファイル、母子保健情報ファイル、養育医療受付台帳(紙台帳)
			89	3.個人情報の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番49	番号法第9条第1項 別表第一の項番49 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
24	健康増進法による健康増進事業(17条1項:健康相談、機能訓練、訪問指導等、19条の2:歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、無保険者に対する健康診査、がん検診)	基礎	93	2.特定個人情報ファイル名	保健情報システム(保健師活動支援ファイル、訪問指導ファイル、骨粗しょう症検診ファイル、歯周疾患健診ファイル、基本健診ファイル、がん検診ファイル)	保健師活動支援ファイル、訪問指導ファイル、骨粗しょう症検診ファイル、歯周疾患健診ファイル、基本健診ファイル、がん検診ファイル
			93	3.個人情報の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番76	番号法第9条第1項 別表第一の項番76 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
25	・予防接種法による予防接種(DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ4種混合)、IPV(不活化ポリオ)、DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風3種混合)、小児用肺炎球菌、ヒブ、BCG、麻しん、風しん(MR)、日本脳炎 DT(ジフテリア・破傷風2種混合)、子宮頸がん予防、水痘(水ぼうそう)、高齢者インフルエンザ) ・市町村長:定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。	基礎	97	2.特定個人情報ファイル名	保健情報システム(予防接種情報ファイル)	予防接種情報ファイル
			97	3.個人情報の利用法令上の根拠	番号表第9条第1項 別表第一の項番10	番号表第9条第1項 別表第一の項番10 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
26	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律精神障害者保健福祉手帳の交付(申請受理のみ)	基礎	101	2.特定個人情報ファイル名	保健情報システム(医療費公費負担 精神情報ファイル)	医療費公費負担 精神情報ファイル
			101	3.個人情報の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」と言う)第9条第1項 別表第一 第14号	番号法第9条第1項 別表第一 第14号 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項

事務		特定個人情報保護 評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
27	難病の患者に対する医療等に関する法律難病の患者に対する特定医療費の支給認定の(申請受理のみ)	基礎	105	2.特定個人情報ファイル名	保健情報システム(医療費公費負担 難病情報ファイル)	医療費公費負担 難病情報ファイル
			105	3.個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」と言う)第9条第1項 別表第一 第98号	番号法第9条第1項 別表第一 第98号 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
28	公営住宅法に基づく区営住宅の手続き	基礎	109	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表第一の19の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
	区営住宅(公営住宅法以外)					
	事業住宅			4.情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項	番号法第19条第7号 別表第二の31の項 番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条
	特定優良賃貸住宅の手続き					
	区民住宅(特定優良賃貸住宅法以外)			5.評価実施機関における 担当部署②所属長	住宅課長	住宅課長 佐藤 之哉
	特定住宅			8.特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 03-3209-1111	新宿区都市計画部住宅課区立住宅管理係 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 03-5273-3787

事務			特定個人情報保護 評価	頁	修正箇所	修正前	修正後
29	就学援助		基礎	113	3.個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 ・第9条第2項	新宿区における個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例第3条第1項及び 第2項
				113	4.情報提供ネットワーク システムによる情報連 携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 ・第19条第9項	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に 準ずるものとして定める特定個人情報の提 供に関する規則第2条
				113	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	学校運営課長	学校運営課長 山本 誠一
30	移動支援サービス(タクシー券、車椅子、スレッ チャー)		基礎	117	2.特定個人情報ファイル名	タクシー支払台帳	タクシー支払台帳ファイル
				117	3.個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 別表第一の84の項類 似事務(新宿区障害者福祉タクシー事業実施 要綱) 新宿区における個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例	新宿区における個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例第3条第1項及び 第2項
				117	5.評価実施機関における 担当部署②所属長	障害者福祉課長	障害者福祉課長 関本 ますみ